

熊本県公報

目次

告示	保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	一
"	"	"	二
"	"	"	二
"	"	"	三
"	"	"	三
"	"	"	四
"	"	"	五
公告	字の区域の変更	(市町村総室)	五
	家畜伝染病に係る届出	(畜産課)	五
	保安林内で立木を伐採する場合の限度面積	(森林保全課)	五
	大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課)	六
	開発行為に関する工事の完了	(建築課)	六
"	"	"	六
"	"	"	七
登載依頼	森林審議会の会議の開催	(森林審議会)	七
	地域保健医療推進協議会の会議の開催	(地域保健医療推進協議会)	七

正 誤

平成十三年十一月十六日熊本県教育委員会告示第七号（「平成十四年度熊本県立高等学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜要項」及び「平成十四年度熊本県立ひのくに高等養護学校入学者選抜要項」中）
 （教育委員会） 八

告 示

熊本県告示第九百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡砥用町大字柏川字大平一六九の一、一一七一、一一七二の一
 - (三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
 - 字大平一六九の一（次の図に示す部分に限る。）、一一七一、一一七二の一（次の図に示す部分に限る。）
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3)(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 二 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡砥用町大字洞岳字上尾園四〇三七の四、字松原四一五〇の一、四一五四の一、四一六五から四一六七まで、四一七三（次の図に示す部分に限る。）、四一七四の一、四一七四の二、四一七六（次の図に示す部分に限る。）、四一七八の一、四一七九、四二七〇の四、四二七〇の五
- (三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字上尾園四〇三七の四、字松原四一五〇の一、四一五四の一、四一六五から四一六七まで、四一七三、四一七四の二、四一七六、四一七八の一、四一七九

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

三(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡砥用町大字洞岳字大崩四四七一、字天ヶ瀬四五五七の二、四五五八

(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

(三) 指定の目的 土砂の流出の防備

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字大崩四四七一・字天ヶ瀬四五五七の二・四五五八(以上三筆)について次の図に示す部分に限る。

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに砥用町役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第九百八号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡砥用町大字岩野字前平三〇八七、字津ヶ峯三〇八九、三〇九〇の一、三〇九二、三〇九五、三一〇〇、三一〇一、三一〇八の二

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定の目的 水源のかん養

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県宇城地域振興局並びに砥用町役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第九百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡一の宮町大字手野字北山二八五三の一

二 指定の目的 水源のかん養

三 指定の目的 水源のかん養

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 次の図及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに一の宮町役場に備え置いて縦覧に供する。

熊本県告示第九百十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

する。

平成十三年十二月三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市大字小坂字胡摩野二二五九、二二六八の二、二二六八の二、二二七八の二、二二八三、二二八五、二二八七の二、二二八七の二、二二八八、二二九三の二、二二九四

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字胡摩野二二五九、二二六八の二・二二六八の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、二二七八の二、二二八三、二二八五、二二八七の二(次の図に示す部分に限る。)、二二八七の二、二二九三の二、二二九四

(3)(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県山鹿市大字小坂字北栗木六〇六の一から六〇六の五まで、六〇七、六〇八、六〇九の一、六一一、六一三の一、六一三の二

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字北栗木六〇六の一から六〇六の五まで、六〇七、六〇八、六〇九の一・六一二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、六一三の一、六一三の二

(3)(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 保安林予定森林の所在場所 熊本県玉名市石貫字長野原一五五三、一五六三の一、一五六三の二、一五六四の二、一五八〇(次の図に示す部分に限る。)、字羽山二五七五から二五七八まで

二 指定の目的 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県玉名地域振興局並びに玉名市役所に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- (一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県鹿本郡鹿北町大字芋生字黒猪一五八二の一六、一六三三の三(次の図に示す部分に限る。)、一六三七の三

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備
指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字黒猪一五八二の一六(次の図に示す部分に限る。)、一六三三の三、一六三三

七の三

(3)(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県鹿本郡鹿北町大字岩野字男岳三三八の二、二三八の四から二三八の六まで、二三七〇の四から二三七〇の六まで、二三七一、二三七一の一から二三七一の三まで、二三七一の六から二三七一の一一まで、二三七二の一、二三七二の三、二三七二の四、二三七三の四、二三七三の五

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字男岳三三七〇の四から三三七〇の六まで、二三七一の一、二三七一の二、二三七一の六、二三七一の一〇、二三七一の一(以上八筆)について次の図に示す部分に限る。(、二三七二の一、二三七二の三、二三七二の四、二三七二の五、二三七三の五)

(以上三筆)について次の図に示す部分に限る。()

(3)(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに鹿北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

平成十三年十二月三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡一の宮町坂梨字神上二二一六の五、二二二

五〇、二二五一、二二五四の一、二二五五の二、二二五五の二、二二五七の一

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字神上二二一六の五、二二五〇、二二五一、二二五四の一、二二五五の二、二二五七の一(以上六筆)について次の図に示す部分に限る。()
その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡一の宮町大字坂梨字牧下三三七二の一(次の図に示す部分に限る。)

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

(2)(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(一) 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡一の宮町大字中通字北山二七九六の一(次の図に示す部分に限る。)

(三)(二) 指定の目的 土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

主伐は、択伐による。

(2)(1) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに一の宮町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第九百十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨松島町長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十三年十二月三日

熊本県知事 潮谷 義子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
吟 津	津 郷	598502、598507、5985011、5985013、5985014	吟 津	北 瀬 戸

熊本県告示第九百十五号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第四項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、公示する。

平成十三年十二月三日

熊本県知事 潮谷 義子

病 名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発 生 頭 数	適 用
ヨ―ネ病	患畜	平成十三年十一月二十日	上益城郡嘉島町	一戸一頭	乳用牛

公 告

熊本県公告第八百二号

森林法施行令（昭和二十六年政令第二百七十六号）第四条の二第三項の規定により、平成十三年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき第四回分としての森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

平成十三年十二月三日

熊本県知事 潮谷 義子

森林計画区	同一の単位とされる保安林	皆伐面積の許容限度 (ヘクタール)
白川・菊池川 地域森林計画 区	菊池川水源かん養保安林 菊池川土砂流出防備保安林 菊池川保健保安林 阿蘇地区水源かん養保安林 阿蘇地区土砂流出防備保安林 阿蘇地区保健保安林 小国地区水源かん養保安林 小国地区土砂流出防備保安林 五箇瀬川水源かん養保安林 五箇瀬川土砂流出防備保安林 大野川水源かん養保安林 大野川土砂流出防備保安林 熊本市干害防備保安林 植木町干害防備保安林 山鹿市干害防備保安林	八〇九・一四 九一・七二 一・〇六 六五六・一〇 三四・〇六 一・七八 八二・二一 一三・四四 四一・七五 五・六九 五七・二八 一三・〇三 一・九四 六・〇〇 二・二〇
緑川地域森林 計画区	緑川水源かん養保安林 緑川土砂流出防備保安林 宇城地区水源かん養保安林 宇城地区土砂流出防備保安林	八〇九・二一 一一九・一一 一五二・九九 八・三三
天草地域森林 計画区	天草地区水源かん養保安林 天草地区土砂流出防備保安林 天草地区保健保安林	一一三〇・九二 一〇三・二三 一・〇五
球磨川地域森 林計画区	水川五家荘地区水源かん養保安林 水川五家荘地区土砂流出防備保安林 水川五家荘地区保健保安林 城南地区水源かん養保安林 城南地区土砂流出防備保安林 球磨地区水源かん養保安林 球磨地区土砂流出防備保安林 球磨地区土砂流出防備保安林 球磨地区防風保安林 球磨地区保健保安林	一一五六・九六 一三・五五 二・〇〇 一一一・三四 七四・二〇 三三・七・一〇 四八九・一二 〇・二八 〇・八〇 二四・二六

熊本県公告第八百三十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定による届出があったので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成十三年十二月三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)寿屋水前寺駅店

熊本市水前寺一丁目二九六一番ほか

二 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

九州旅客鉄道株式会社 福岡市博多区博多駅前三丁目二五番二一号

代表取締役 田中浩二

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

(株)壽屋

四 大規模小売店舗の新設をする日

平成十四年七月十五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、四四〇平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

1 駐車場の収容台数

八二台

2 駐輪場の収容台数

四〇台

3 荷さばき施設の面積

三五平方メートル

4 廃棄物等の保管施設の容量

二七立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻午前七時

閉店時刻午後十一時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前六時三十分から午後十一時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数

一か所

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十一時まで

八 届出年月日

平成十三年十一月十五日

九 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課

平成十三年十二月三日から平成十四年四月二日まで

熊本県公告第八百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十二月三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

荒尾市荒尾字下西田五三九番一、同五九八番一、同六〇〇番三の一部、同六二三番及び里道の一部

三千五百八十二・一三平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大牟田市原山町九番地の四

有限会社不知火商会

熊本県公告第八百五十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十二月三日

熊本県知事 潮 谷 義 子

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡大津町大字大津字北楽善九九番三、同一〇六番一及び同一〇七番一
四千八百六十八・六九平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県柳川市大字本城町八一の二
株式会社白谷運輸

熊本県公告第八百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき開発行為に関する工事が完了したので、
同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十二月三日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡合志町大字幾久富字八丁谷一八二八番六一
四百九十九・二四平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡旭志村大字川辺一八七五番地
菊池地域農業協同組合

登 載 依 頼

熊本県森林審議会公告第一号

熊本県森林審議会の会議を、次のとおり開催する。
なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十三年十二月三日

熊本県森林審議会

会長 松村

昭

- 一 開催日時
平成十三年十二月十九日（水）
午後二時から午後四時まで
- 二 開催場所
熊本市水前寺公園二十八番五十一号
熊本テルサ 会議室（たい樹の間）
- 三 議題

1 地域森林計画の変更について

2 その他

四 傍聴者の定員

十名

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の五分前までに、当該会議の会場において、審
議会の会長の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県森林審議会事務局（熊本県林務水産部林政課森林計画係）

（電話〇九六―三八三十一― 内線五五九七）

熊本地域保健医療推進協議会公告第一号

熊本地域保健医療推進協議会の会議を、次のとおり開催する。

平成十三年十二月三日

熊本地域保健医療推進協議会

一 開催日時

平成十三年十二月五日（水）

午後三時から

二 開催場所

熊本市手取本町一の一

熊本市役所四階モニター室

三 議題

1 平成十二年度保健事業実績報告について

2 救急医療専門部会報告について

3 その他

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、
事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本市水前寺六一八―一
 熊本地域保健医療推進協議会事務局（熊本県健康福祉部健康福祉政策課）
 電話〇九六一三八三一一―一一

正 誤

平成十三年十一月十六日熊本県教育委員会告示第七号（平成十四年度熊本県立盲学校、聾学校及び養護学校高等部等入学者選抜要項及び平成十四年度熊本県立ひのくに高等養護学校入学者選抜要項）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	正	誤
六一	<p>5 出願期間 (1) 出願期間は、平成14年2月8日(金)から2月14日(木)までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。ただし、土曜日・日曜日及び国民の祝日には受付をしない。 なお、郵便による場合は、2月13日(水)までの消印のあるものに限る受け付ける。</p>	<p>5 出願期間 (1) 出願期間は、平成14年2月8日(金)から2月14日(木)までの間、毎日午前9時から午後4時までとし、最終日は正午までとする。 なお、郵便による場合は、2月13日(水)までの消印のあるものに限る受け付ける。</p>